○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（第三条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（整備管理者の選任） 第三十一条の三　法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。 一　（略） 二　乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可に係るものを除く。）　二両 三・四　（略）	（整備管理者の選任） 第三十一条の三　法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。 一　（略） 二　乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第二項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可に係るものを除く。）　二両 三・四　（略）
第三十七条　（略） ２　（略） ３　法第六十一条第二項第二号の国土交通省令で定める人の運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一　車両総重量八トン以上の自家用自動車 二　乗車定員十一人以上の自家用自動車 三　道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 四　専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車 五　自家用三輪自動車 六　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用自動車 七　自家用大型特殊自動車	第三十七条　（略） ２　（略）